

宇都宮市市営住宅の入居資格（同居親族要件）についての方針

1 法改正の概要

地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これに伴い公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の入居者資格のうち同居親族要件が廃止されることになりました。

このことにより、各地方公共団体は、公営住宅の入居者資格の中から同居親族要件をなくすことも、これまでどおり維持していくことも、地域の実情に応じて条例で定めることができるようになりました。

(法第23条第1号、令第6条第1項関係)

2 条例改正に当たっての基本的な考え方

条例で定めない場合には、誰でも入居できることになることから、今後も真に住宅に困窮する者の居住の安定を図ることを住宅政策の基本としながら、住宅セーフティネットとしての役割を十分に発揮していくためには、住宅の困窮事情を考慮した入居者資格の要件設定が必要です。

- ・入居資格については引き続きこれまで通りに「原則として同居する親族がいること」を要件とします。
- ・高齢者や障がい者など特に居住の安定を図る必要があると認められる一定の単身世帯については、例外的に単身世帯の入居を認める現行の扱いを今後も継続します。

【同居親族要件を設定する理由】

- ① 公営住宅の供給対象とされてきた家族世帯の入居機会を引き続き確保するために、同居親族要件を維持する必要があります。
- ② 高齢者、障がい者など特に居住の安定を図る必要があると認められる者の単身世帯入居については、公営住宅の本来の役割でもあることから、引き続き例外的に認める必要があります。

※同居親族要件とは

現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること

※単身世帯入居要件（特例対象）とは

60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、生活保護者、DV被害者

3 法改正の概要と本市の対応

	同居親族要件	単身世帯入居の特例
改正前の制度	<p>○公営住宅法(第23条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 <p>〔ただし、例外として、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定めるものについては単身世帯入居を許容〕</p>	<p>○公営住宅法施行令(第6条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、生活保護者、DV被害者
改正後の制度	<p>○同居親族要件等については、施行日(平成24年4月1日)をもって廃止。</p> <p>※引き続き、同居親族要件等を維持する必要がある場合には、条例により措置することが必要。</p>	

■本市の考え

- 公営住宅の入居の対象とされてきた家族世帯の入居機会を引き続き確保するために、同居親族要件を維持する必要があります。
- 高齢者、障がい者など特に居住の安定を図る必要があると認められる者の単身世帯入居については、公営住宅の本来の役割でもあることから、引き続き例外的に認める必要があります。

本市の対応	<p>○同居親族要件等を維持するため、現行と同じ内容を条例で規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として『同居する親族があること』を要件とします。 ・特に居住の安定を図る必要がある者の『単身世帯入居』を例外的に認めます。
-------	--



市営住宅条例第4条に追加する内容	<p>○同居親族要件</p> <p>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。</p> <p>○単身世帯入居要件(特例対象)</p> <p>60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、生活保護者、DV被害者は単身世帯でも入居することができる。</p>
------------------	---